

住めば、 しみやこ。

みやこ町移住定住読本

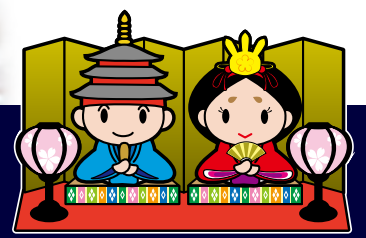


福岡県みやこ町

みやこ町マスコットキャラクター
「みやこくん」

様々なシーンで皆さんをサポート

結婚・妊娠 出産・育児 関係の支援



結婚新生活支援助成金

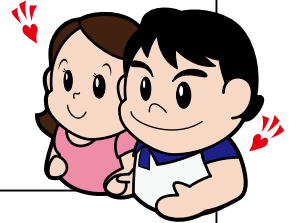
問 観光まちづくり課 TEL：0930-32-2512

詳しくは
こちら



結婚後の住居費の負担を助成します。

交付額	家賃負担額月額 1万5千円×1年分+引越費用 最高 30万円
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 夫婦がともに、婚姻日の前3ヶ月、後1ヶ月以内に住所をみやこ町内の民間賃貸住宅に置き、婚姻日から2年以上継続して居住する意思があること ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること ③ 夫婦の所得を合計した額が400万円未満であること ④ 生活保護法に基づく住宅扶助や公的制度による家賃等の助成を受けていないこと ⑤ 夫婦及び同一世帯に属する全員が、町税等の納付金の未納がないこと ⑥ 夫婦及び同一世帯に属する全員が、暴力団等の反社会的組織と関係を有していないこと
申請期間	婚姻後1年居住した日から1年以内



結婚祝金

問 観光まちづくり課 TEL：0930-32-2512

詳しくは
こちら



結婚1周年をお祝いします。

交付額	1夫婦あたり 10万円
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 婚姻届が受理された日から、3ヶ月以内にみやこ町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住している夫婦であること ② 祝金を申請する日において、夫婦ともに45歳以下であること ③ 申請者及び同一世帯に属する全員が、町税等の納付金の未納がないこと ④ 夫婦のいずれも祝金の交付を過去に受けていないこと
申請期間	婚姻後1年居住した日から1年以内



出産祝金

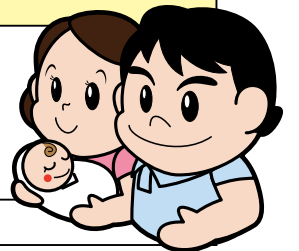
問 子育て・健康支援課 TEL：0930-32-2725

詳しくは
こちら



赤ちゃんの誕生をお祝いします。

交付額	第1子～第3子…10万円 第4子以降…20万円
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請者は、みやこ町に住所を有し、出生児を養育している父または母 ② 出生児は出生届が提出され、みやこ町の住民基本台帳に登録されていること ③ 出産の日の1年以上前から町内に住所を有していること ④ 出産後も引き続き町内に居住する意思があること ⑤ 申請者及び同一世帯に属する全員が、町税等の納付金の未納がないこと
申請期間	出産日から起算して1年を超えた日から6ヶ月未満



チャイルドシート購入補助金

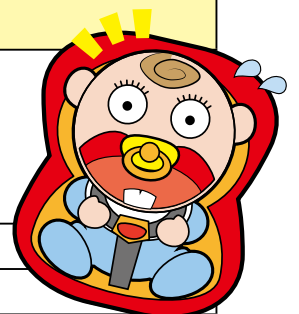
問 総務課 TEL：0930-32-2511

詳しくは
こちら



安全第一、子どもをしっかりガード！

交付額	購入額の2分の1以内の金額 (100円未満切捨て) ※チャイルドシート1台につき 上限額2万円
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ① みやこ町に住所を有し、同居する6歳未満の乳幼児を養育している保護者 ② 引き続き3年以上居住する意思のある人 ③ 対象となるチャイルドシートが、国土交通省の保安基準に適合または同等以上の性能を有していること ④ 申請者及び同一世帯に属する全員が、町税等の納付金の未納がないこと
交付の適用	対象乳幼児1人に対し、ベビーシート・チャイルドシート・ジュニアシートを各1回
申請期間	当該チャイルドシート購入後2年以内



みやこ町 子育て世代サポートステーション

～妊娠・出産から子育て期を切れ目なく
サポートするための総合相談窓口～
お気軽にご相談を (☎ 0930-32-2725)

みやこ町 子育て世代
サポートステーション

子育て世代
妊婦・子ども・保護者
子育て中のご家族など

相談
情報提供など

支援
専門機関
医療機関・保育機関
学校・児童相談所など

情報共有
連携



産後ケア事業

問 子育て・健康支援課 TEL: 0930-32-2725

詳しくは
こちら



産後のお母さんを、からだ・こころ・育児の面からサポートします。

事業内容	町の指定する産婦人科にショートステイ（7日以内）して、専門機関から育児や授乳方法の指導、不安の解消や相談等を実施
利用対象者	みやこ町に住所を有し、産後6ヶ月未満のお母さんとお子さん ※ご家族からの産後の家事・育児の支援を受けられない等の条件があります。
利用負担額	町民税課税世帯 5,000円/1泊（多胎児の場合2,500円/1泊を加算） 町民税非課税世帯 無料

医療費関係の支援



医療費の助成

問 保険福祉課 TEL: 0930-32-2516

詳しくは
こちら



お子さんが病院にかかったときの、医療費の自己負担分を軽減します。

自己負担限度額	3歳未満	無料
	3歳から高校生まで	(通院) 1医療機関ごとに 600円/月まで (入院) 1医療機関ごとに 3,500円/月まで

※中学生までは「子ども医療費」、高校生は「青少年医療費」の助成制度に基づく医療証を医療機関に提出することで、自己負担額の軽減を受けることができます。
※保険適用以外の費用は、別途自己負担となります。



インフルエンザ予防接種費用の助成

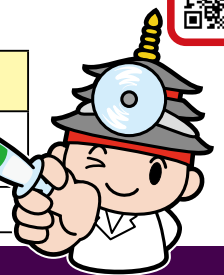
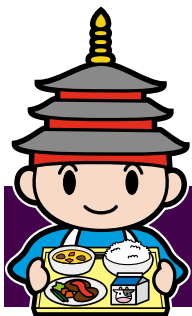
問 子育て・健康支援課
TEL: 0930-32-2725

詳しくは
こちら



子ども・妊婦のインフルエンザ予防接種の費用を助成します。

自己負担額	1,600円（※変更する場合があります。）
対象者	みやこ町に住所を有し、次の条件いずれかに該当する人 ・生後6ヶ月から18歳（高校3年生の世代） ・妊婦
接種場所	みやこ町・行橋市・苅田町の指定医療機関



教育費関係の支援

学校給食費補助金

問 みやこ町教育委員会学校教育課
TEL: 0930-32-6005

詳しくは
こちら



第3子以降の学校給食費を補助します。

交付額	当該年度内に保護者が納入した第3子以降の給食費
交付要件	① 保護者及び児童生徒本人が町内の同一住所に住んでいること ② みやこ町立小・中学校または特別支援学校小・中等部に養育している児童生徒が3人以上在籍していること ③ 学校給食費及び町税等の納付金に未納がないこと ④ 生活保護、就学援助などの公的扶助制度により給食費の給付を受けていないこと

※特別支援教育就学奨励費で給食費の一部の補助を受けている人は、差額がこの制度により補助されます。



住まいをサポート

住宅関係の支援



住宅購入助成金

問 観光まちづくり課 TEL : 0930-32-2512 [詳しくはこちら](#)



町内で新築住宅または中古住宅を購入した人に、助成金を交付します。

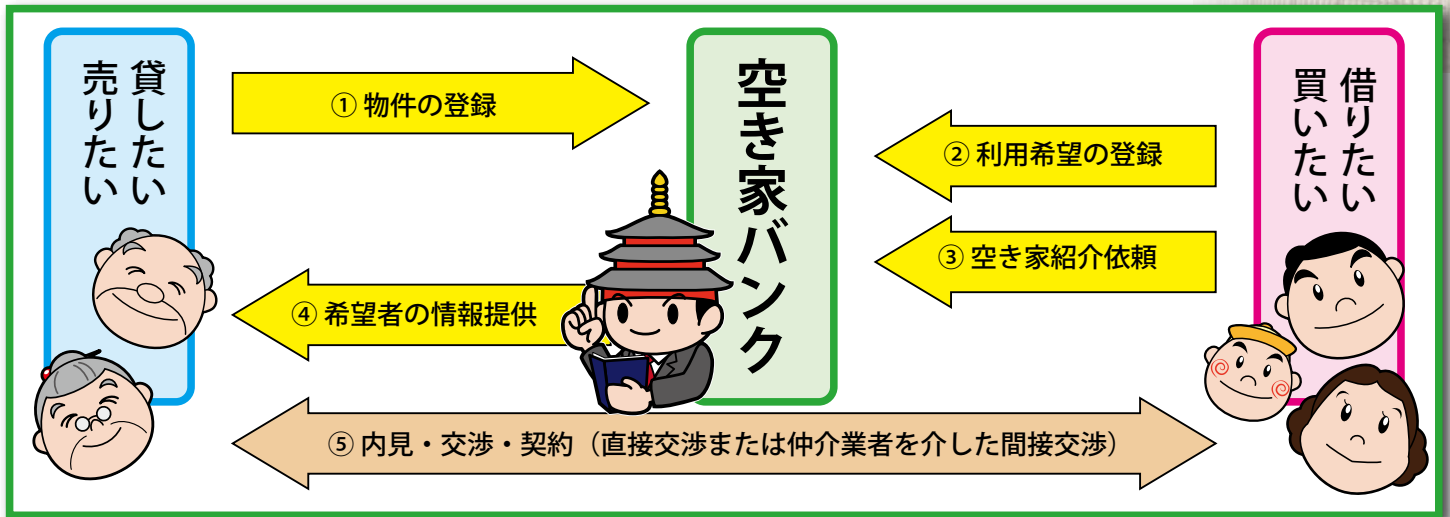
交付額	次の①～③までの合計金額 (最大 10万円) ① 住宅助成金 新築住宅 5万円・中古住宅 3万円 ② 子育て加算金 高校生世代以下の世帯員 1人につき 1万円 ③ 町内業者加算金 新築で主工事の請負契約を町内業者と締結した場合 3万円
交付対象者	次の①～⑥の要件を全て、満たしている人 ① 令和2年1月2日以降に、新築住宅または中古住宅を購入し、登記を完了している人 ② 所有者が当該住宅の所在する地番に住所を置いていること ③ 長期にわたり当該住宅に居住し、定住する意思があること ④ 所有者及び同一世帯に属する人が、過去に町から同様の助成金の交付を受けていないこと ⑤ 所有者及び同一世帯に属する全員が、町税等の納付金の未納がないこと ⑥ 所有者及び同一世帯に属する全員が、暴力団等の反社会的組織と関係を有していないこと
申請期間	対象住宅を購入し登記完了後、その住宅に住所を有した日から1年間

空き家バンク

問 観光まちづくり課 TEL : 0930-32-2512 [詳しくはこちら](#)



空き家バンクは、町内にある空き家を利活用し地域の活性化を図ることを目的に、空き家所有者から提供された物件情報を、住む家を探している人や地方移住に興味がある人に紹介する制度です。



交通アクセス

- 車をご利用の場合
東九州自動車道行橋ICから車で約10分
北九州空港から約20分
福岡市から約60分
- JRをご利用の場合
JR小倉駅から電車とバスで約60分



〒824-0892
福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
TEL : 0930-32-2511 FAX : 0930-32-4563
Mail : miyako@town.miyako.lg.jp

各制度の詳細は、担当課にお問い合わせになるかみやこ町ホームページをご覧ください。

みやこ町

検索

<https://www.town.miyako.lg.jp>

